

キャリア形成促進助成金



どんな会社が利用できるの？



社員のキャリアを形成するために、教育訓練の実施等を行う会社が活用できます。



どんな内容の助成金？

() は大企業

訓練等支援給付金	専門的な訓練の実施	・訓練の経費の1/2 (※1) ・訓練時間の賃金の1/2 (※2)
	短時間等労働者への訓練	・訓練の経費の1/2 (1/3)(※1) ・訓練時間の賃金の1/2 (1/3)(※2)
	認定実習併用職業訓練	・訓練の経費の4/5 (2/3) (※3) ・訓練時間の賃金の4/5 (2/3) (※2) ・受講者1人につき0JT訓練の実施時間数に応じて、800円(※4) ※この他に「キャリアコンサルティングを受けさせる場合」や「能力評価を実施する場合」にも支給される
	有期実習型訓練	・原則として「認定実習併用職業訓練」と同様
	自発的な職業能力開発の支援	・能力開発に係る経費の1/2 (1/3) (※1) ・休暇中の訓練時間に応じた賃金の1/2 (1/3) (※2) ※この他に「始業終業時間の変更などの措置を行った場合」や「3か月以上の長期休暇を付与した場合」にも支給される

- ※1 1コース当たりの訓練時間に応じた限度額
300時間未満：5万円/1人 300時間以上600時間未満：10万円/1人
600時間以上：20万円/1人
- ※2 1200時間を限度とする。
- ※3 1コース当たりの訓練時間に応じた限度額
300h未満：20万円/1人 300h以上600h未満：30万円/1人 600h以上：40万円/1人
- ※4 54万4千円を限度とする。(大企業は40万8千円)



コンサルタントからのアドバイス

この助成金は以下の要件が必要となります。

- 労働組合等の意見を聴いて「事業内職業能力開発計画」及びそれに基づく「年間職業能力開発計画」を作成し、その計画の内容を社員に周知していること。
- 職業能力開発推進者を選任し、都道府県職業能力開発協会に選任届を提出していること。